

○三芳町訪問型サービス及び通所型サービスに要する費用の額の算定の基準に関する要綱

平成28年12月28日

告示第321号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三芳町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年三芳町告示第317号。以下「実施要綱」という。）第12条第2項の規定に基づき、訪問型サービス及び通所型サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 訪問型サービス 実施要綱第3条第2項第1号に規定する訪問型サービスをいう。
- (2) 通所型サービス 実施要綱第3条第2項第2号に規定する通所型サービスをいう。
- (3) 訪問介護相当サービス 三芳町介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（以下「訪問型基準要綱」という。）第2条第1号に規定する訪問介護相当サービスをいう。
- (4) 訪問型サービスA 訪問型基準要綱第2条第2号に規定する訪問型サービスAをいう。
- (5) 通所介護相当サービス 三芳町介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（以下「通所型基準要綱」という。）第2条第1号に規定する通所介護相当サービスをいう。
- (6) 通所型サービスA 通所型基準要綱第2条第2号に規定する通所型サービスAをいう。
- (7) 有資格者 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する介護福祉士その他政令で定める者をいう。
- (8) 町認定者 町が規定する研修を修了した者又はそれに準じた研修を修了した者をいう。

(訪問型サービス及び通所型サービスに要する費用の額の算定に関する基準)

第3条 訪問型サービス及び通所型サービスに要する費用の額は、別表により算定した単位数に、別に町長が定める1単位の単価を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により訪問型サービス及び通所型サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数が生じたとき、これを切り捨てるものとする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第86号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第67号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第221号）

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年告示第105号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第83号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第313号）

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第115号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年告示第252号）

この告示は、令和6年6月1日から施行する。

別表(第3条関係)

【三芳町】

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			単位数 06. 4月～	単位数 06. 6月～	算定単位		
種類	項目								
A2	1111 訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1,176	1,176	1月につき		
A2	2111 訪問型独自サービス11日割				39	39	1日につき		
A2	1211 訪問型独自サービス12			(2)1週に2回程度の場合		2,349	2,349	1月につき	
A2	2211 訪問型独自サービス12日割					77	77	1日につき	
A2	1321 訪問型独自サービス13			(3)1週に2回を超える程度の場合		3,727	3,727	1月につき	
A2	2321 訪問型独自サービス13日割					123	123	1日につき	
A2	2411 訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	上限 12回	287	287	1回につき		
A2	2511 訪問型独自サービス22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	上限 20回	179	179	
A2	2621 訪問型独自サービス23				(二)所要時間45分以上の場合	上限 16回	220	220	
A2	1411 訪問型独自短時間サービス			(3)短時間の身体介護が中心である場合	上限 22回	163	163		
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11			高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	-12	-12	1月につき
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		-1			-1	1日につき		
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	(2)1週に2回程度の場合	-23			-23	1月につき		
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		-1			-1	1日につき		
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	(3)1週に2回を超える程度の場合	-37			-37	1月につき		
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		-1			-1	1日につき		
A2	C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合				-3	-3	1回につき
A2	C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22					(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	-2	-2
A2	C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23						(二)所要時間45分以上の場合	-2	-2
A2	C219 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間					(3)短時間の身体介護が中心である場合	-2	-2	

A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合					1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		所定単位数の 10% 減算					
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15% 減算 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の 12% 減算					
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算				1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算				1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算				1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算				1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算				1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算				1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算				1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算				1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算				1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200	200		1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	200		
A2	6102	訪問型独自サービス口控連携強化加算	口控連携強化加算		50単位加算	50	50		1回/1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	(86年6月1日から) 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の245/1000 加算					1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の224/1000 加算					
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の182/1000 加算					
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の145/1000 加算					
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1	(86年6月1日からR7年3月31日まで) 介護職員等処遇改善加算	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の221/1000 加算					
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の208/1000 加算					
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の200/1000 加算					
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の187/1000 加算					
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の184/1000 加算					

A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算 V6
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算 V7
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算 V8
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算 V9
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算 V10
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算 V11
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算 V12
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算 V13
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算 V14

(5)介護職員等処遇改善加算(V)(6)	所定単位数の163/1000	加算		
(5)介護職員等処遇改善加算(V)(7)	所定単位数の163/1000	加算		
(5)介護職員等処遇改善加算(V)(8)	所定単位数の158/1000	加算		
(5)介護職員等処遇改善加算(V)(9)	所定単位数の142/1000	加算		
(5)介護職員等処遇改善加算(V)(10)	所定単位数の139/1000	加算		
(5)介護職員等処遇改善加算(V)(11)	所定単位数の121/1000	加算		
(5)介護職員等処遇改善加算(V)(12)	所定単位数の118/1000	加算		
(5)介護職員等処遇改善加算(V)(13)	所定単位数の100/1000	加算		
(5)介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位数の76/1000	加算		

サービスコード	項目	サービス内容略称	算定項目	対象者	提供時間	給付率	単位数 86. 4月～	単位数 86. 6月～	算定単位
A3	1010	訪問型サービスⅠa	イ 訪問型サービス費(Ⅰ)a		20分以上45分未満(有資格者)	90	892	892	1月につき
A3	1110	訪問型サービスⅠa	イ 訪問型サービス費(Ⅰ)a		20分以上45分未満(有資格者)	80	882	882	1月につき
A3	1210	訪問型サービスⅠa	イ 訪問型サービス費(Ⅰ)a	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	20分以上45分未満(有資格者)	70	892	892	1月につき
A3	1011	訪問型サービスⅠa	イ 訪問型サービス費(Ⅰ)a	892単位	20分以上45分未満(有資格者)	90	669	669	1月につき
A3	1111	訪問型サービスⅠa	イ 訪問型サービス費(Ⅰ)a		20分以上45分未満(有資格者)	80	669	669	1月につき
A3	1211	訪問型サービスⅠa	イ 訪問型サービス費(Ⅰ)a		20分以上45分未満(有資格者)	70	669	669	1月につき
A3	1020	訪問型サービスⅠa	イ 訪問型サービス費(Ⅰ)a日割		20分以上45分未満(有資格者)	90	29	29	1日につき
A3	1120	訪問型サービスⅠa	イ 訪問型サービス費(Ⅰ)a日割		20分以上45分未満(有資格者)	80	29	29	1日につき
A3	1220	訪問型サービスⅠa	イ 訪問型サービス費(Ⅰ)a日割	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	20分以上45分未満(有資格者)	70	29	29	1日につき
A3	1021	訪問型サービスⅠa	イ 訪問型サービス費(Ⅰ)a日割	29単位	20分以上45分未満(有資格者)	90	22	22	1日につき
A3	1121	訪問型サービスⅠa	イ 訪問型サービス費(Ⅰ)a日割		20分以上45分未満(有資格者)	80	22	22	1日につき
A3	1221	訪問型サービスⅠa	イ 訪問型サービス費(Ⅰ)a日割		20分以上45分未満(有資格者)	70	22	22	1日につき
A3	1012	訪問型サービスⅠb	ロ 訪問型サービス費(Ⅰ)b		45分以上(有資格者)	90	1,096	1,096	1月につき
A3	1112	訪問型サービスⅠb	ロ 訪問型サービス費(Ⅰ)b		45分以上(有資格者)	80	1,096	1,096	1月につき
A3	1212	訪問型サービスⅠb	ロ 訪問型サービス費(Ⅰ)b	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	45分以上(有資格者)	70	1,096	1,096	1月につき
A3	1013	訪問型サービスⅠb	ロ 訪問型サービス費(Ⅰ)b	1,096単位	45分以上(有資格者)	90	822	822	1月につき
A3	1113	訪問型サービスⅠb	ロ 訪問型サービス費(Ⅰ)b		45分以上(有資格者)	80	822	822	1月につき
A3	1213	訪問型サービスⅠb	ロ 訪問型サービス費(Ⅰ)b		45分以上(有資格者)	70	822	822	1月につき
A3	1022	訪問型サービスⅠb	ロ 訪問型サービス費(Ⅰ)b日割		45分以上(有資格者)	90	36	36	1日につき
A3	1122	訪問型サービスⅠb	ロ 訪問型サービス費(Ⅰ)b日割		45分以上(有資格者)	80	36	36	1日につき
A3	1222	訪問型サービスⅠb	ロ 訪問型サービス費(Ⅰ)b日割	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	45分以上(有資格者)	70	36	36	1日につき
A3	1023	訪問型サービスⅠb	ロ 訪問型サービス費(Ⅰ)b日割	36単位	45分以上(有資格者)	90	27	27	1日につき
A3	1123	訪問型サービスⅠb	ロ 訪問型サービス費(Ⅰ)b日割		45分以上(有資格者)	80	27	27	1日につき
A3	1223	訪問型サービスⅠb	ロ 訪問型サービス費(Ⅰ)b日割		45分以上(有資格者)	70	27	27	1日につき
A3	1014	訪問型サービスⅡa	ハ 訪問型サービス費(Ⅱ)a		20分以上45分未満(有資格者)	90	1,781	1,781	1月につき
A3	1114	訪問型サービスⅡa	ハ 訪問型サービス費(Ⅱ)a		20分以上45分未満(有資格者)	80	1,781	1,781	1月につき
A3	1214	訪問型サービスⅡa	ハ 訪問型サービス費(Ⅱ)a	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	20分以上45分未満(有資格者)	70	1,781	1,781	1月につき
A3	1015	訪問型サービスⅡa	ハ 訪問型サービス費(Ⅱ)a	1,781単位	20分以上45分未満(有資格者)	90	1,336	1,336	1月につき
A3	1115	訪問型サービスⅡa	ハ 訪問型サービス費(Ⅱ)a		20分以上45分未満(有資格者)	80	1,336	1,336	1月につき
A3	1215	訪問型サービスⅡa	ハ 訪問型サービス費(Ⅱ)a		20分以上45分未満(有資格者)	70	1,336	1,336	1月につき
A3	1024	訪問型サービスⅡa	ハ 訪問型サービス費(Ⅱ)a日割		20分以上45分未満(有資格者)	90	59	59	1日につき
A3	1124	訪問型サービスⅡa	ハ 訪問型サービス費(Ⅱ)a日割		20分以上45分未満(有資格者)	80	59	59	1日につき
A3	1224	訪問型サービスⅡa	ハ 訪問型サービス費(Ⅱ)a日割	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	20分以上45分未満(有資格者)	70	59	59	1日につき
A3	1025	訪問型サービスⅡa	ハ 訪問型サービス費(Ⅱ)a日割	59単位	20分以上45分未満(有資格者)	90	44	44	1日につき
A3	1125	訪問型サービスⅡa	ハ 訪問型サービス費(Ⅱ)a日割		20分以上45分未満(有資格者)	80	44	44	1日につき
A3	1225	訪問型サービスⅡa	ハ 訪問型サービス費(Ⅱ)a日割		20分以上45分未満(有資格者)	70	44	44	1日につき
A3	1016	訪問型サービスⅡb	ニ 訪問型サービス費(Ⅱ)b		45分以上(有資格者)	90	2,189	2,189	1月につき
A3	1116	訪問型サービスⅡb	ニ 訪問型サービス費(Ⅱ)b		45分以上(有資格者)	80	2,189	2,189	1月につき
A3	1216	訪問型サービスⅡb	ニ 訪問型サービス費(Ⅱ)b	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	45分以上(有資格者)	70	2,189	2,189	1月につき
A3	1017	訪問型サービスⅡb	ニ 訪問型サービス費(Ⅱ)b	2,189単位	45分以上(有資格者)	90	1,642	1,642	1月につき
A3	1117	訪問型サービスⅡb	ニ 訪問型サービス費(Ⅱ)b		45分以上(有資格者)	80	1,642	1,642	1月につき
A3	1217	訪問型サービスⅡb	ニ 訪問型サービス費(Ⅱ)b		45分以上(有資格者)	70	1,642	1,642	1月につき
A3	1026	訪問型サービスⅡb	ニ 訪問型サービス費(Ⅱ)b日割		45分以上(有資格者)	90	72	72	1日につき
A3	1126	訪問型サービスⅡb	ニ 訪問型サービス費(Ⅱ)b日割		45分以上(有資格者)	80	72	72	1日につき
A3	1226	訪問型サービスⅡb	ニ 訪問型サービス費(Ⅱ)b日割	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	45分以上(有資格者)	70	72	72	1日につき
A3	1027	訪問型サービスⅡb	ニ 訪問型サービス費(Ⅱ)b日割	72単位	45分以上(有資格者)	90	54	54	1日につき
A3	1127	訪問型サービスⅡb	ニ 訪問型サービス費(Ⅱ)b日割		45分以上(有資格者)	80	54	54	1日につき
A3	1227	訪問型サービスⅡb	ニ 訪問型サービス費(Ⅱ)b日割		45分以上(有資格者)	70	54	54	1日につき

A3	1030	訪問型サービスⅢa	ホ 訪問型サービス費(Ⅲ)a		20分以上45分未満(有資格者)	90	234	234	1回につき
A3	1130	訪問型サービスⅢa	ホ 訪問型サービス費(Ⅲ)a		20分以上45分未満(有資格者)	80	234	234	1回につき
A3	1230	訪問型サービスⅢa	ホ 訪問型サービス費(Ⅲ)a	事業対象者・要支援1・2 (1回あたり)	20分以上45分未満(有資格者)	70	234	234	1回につき
A3	1031	訪問型サービスⅢa	ホ 訪問型サービス費(Ⅲ)a	234単位	20分以上45分未満(町認定者・有資格者の生活援助中心)	90	179	179	1回につき
A3	1131	訪問型サービスⅢa	ホ 訪問型サービス費(Ⅲ)a		20分以上45分未満(町認定者・有資格者の生活援助中心)	80	179	179	1回につき
A3	1231	訪問型サービスⅢa	ホ 訪問型サービス費(Ⅲ)a		20分以上45分未満(町認定者・有資格者の生活援助中心)	70	179	179	1回につき
A3	1032	訪問型サービスⅢb	ヘ 訪問型サービス費(Ⅲ)b		45分以上(有資格者)	90	287	287	1回につき
A3	1132	訪問型サービスⅢb	ヘ 訪問型サービス費(Ⅲ)b		45分以上(有資格者)	80	287	287	1回につき
A3	1232	訪問型サービスⅢb	ヘ 訪問型サービス費(Ⅲ)b	事業対象者・要支援1・2 (1回あたり)	45分以上(有資格者)	70	287	287	1回につき
A3	1033	訪問型サービスⅢb	ヘ 訪問型サービス費(Ⅲ)b		45分以上(町認定者・有資格者の生活援助中心)	90	220	220	1回につき
A3	1133	訪問型サービスⅢb	ヘ 訪問型サービス費(Ⅲ)b		45分以上(町認定者・有資格者の生活援助中心)	80	220	220	1回につき
A3	1233	訪問型サービスⅢb	ヘ 訪問型サービス費(Ⅲ)b		45分以上(町認定者・有資格者の生活援助中心)	70	220	220	1回につき
A3	1034	訪問型サービスⅢc	ト 訪問型サービス費(Ⅲ)c		20分未満(有資格者)	90	163	163	1回につき
A3	1134	訪問型サービスⅢc	ト 訪問型サービス費(Ⅲ)c		20分未満(有資格者)	80	163	163	1回につき
A3	1234	訪問型サービスⅢc	ト 訪問型サービス費(Ⅲ)c	事業対象者・要支援1・2 (1回あたり)	20分未満(有資格者)	70	163	163	1回につき
A3	1035	訪問型サービスⅢc	ト 訪問型サービス費(Ⅲ)c	163単位	20分未満(町認定者)	90	122	122	1回につき
A3	1135	訪問型サービスⅢc	ト 訪問型サービス費(Ⅲ)c		20分未満(町認定者)	80	122	122	1回につき
A3	1235	訪問型サービスⅢc	ト 訪問型サービス費(Ⅲ)c		20分未満(町認定者)	70	122	122	1回につき
A3	1040	初回加算			1月につき	90	200	200	1月につき
A3	1140	初回加算	初回加算		1月につき	80	200	200	1月につき
A3	1240	初回加算		初回のみ	1月につき	70	200	200	1月につき
A3	1050	サービス提供責任者資格加算			1回につき(訪問型サービスⅠは上限4回、訪問型サービスⅡは上限8回)	90	20	20	1回につき
A3	1150	サービス提供責任者資格加算	サービス提供責任者資格加算Ⅰ		1回につき(訪問型サービスⅠは上限4回、訪問型サービスⅡは上限8回)	80	20	20	1回につき
A3	1250	サービス提供責任者資格加算		算定不可	1回につき(訪問型サービスⅠは上限4回、訪問型サービスⅡは上限8回)	70	20	20	1回につき
A3	1082	生活機能向上連携加算Ⅰ				90	100	100	
A3	1182	生活機能向上連携加算Ⅰ			生活機能向上連携加算Ⅰ	80	100	100	1月につき
A3	1282	生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算			70	100	100	
A3	1083	生活機能向上連携加算Ⅱ				90	200	200	
A3	1183	生活機能向上連携加算Ⅱ			生活機能向上連携加算Ⅱ	80	200	200	1月につき
A3	1283	生活機能向上連携加算Ⅱ				70	200	200	
A3	1084	口腔連携強化加算				90	50	50	
A3	1184	口腔連携強化加算	口腔連携強化加算		1月に1回を限度	80	50	50	1回につき
A3	1284	口腔連携強化加算				70	50	50	
処遇改善加算									
A3	1060	処遇改善加算Ⅰ			有資格者が訪問した場合	90		67	1回につき
A3	1160	処遇改善加算Ⅰ			有資格者が訪問した場合	80		67	1回につき
A3	1260	処遇改善加算Ⅰ	(06年6月1日～)		有資格者が訪問した場合	70		67	1回につき
A3	1061	処遇改善加算Ⅰ		訪問型サービスⅠ	町認定者が訪問した場合	90		51	1回につき
A3	1161	処遇改善加算Ⅰ			町認定者が訪問した場合	80		51	1回につき
A3	1261	処遇改善加算Ⅰ			町認定者が訪問した場合	70		51	1回につき
A3	1062	処遇改善加算Ⅱ			有資格者が訪問した場合	90		61	1回につき
A3	1162	処遇改善加算Ⅱ			有資格者が訪問した場合	80		61	1回につき
A3	1262	処遇改善加算Ⅱ	(06年6月1日～)		有資格者が訪問した場合	70		61	1回につき
A3	1063	処遇改善加算Ⅱ		訪問型サービスⅡ	町認定者が訪問した場合	90		47	1回につき
A3	1163	処遇改善加算Ⅱ			町認定者が訪問した場合	80		47	1回につき
A3	1263	処遇改善加算Ⅱ			町認定者が訪問した場合	70		47	1回につき
A3	1064	処遇改善加算Ⅲ			有資格者が訪問した場合	90		50	1回につき
A3	1164	処遇改善加算Ⅲ			有資格者が訪問した場合	80		50	1回につき
A3	1264	処遇改善加算Ⅲ	(06年6月1日～)		有資格者が訪問した場合	70		50	1回につき
A3	1065	処遇改善加算Ⅲ		訪問型サービスⅢ	町認定者が訪問した場合	90		38	1回につき
A3	1165	処遇改善加算Ⅲ			町認定者が訪問した場合	80		38	1回につき
A3	1265	処遇改善加算Ⅲ			町認定者が訪問した場合	70		38	1回につき

A3	7225	処遇改善加算V8		上限5回	町認定者が訪問した場合	70	33	1回につき
A3	7026	処遇改善加算V9		訪問型サービスI	有資格者が訪問した場合	90	39	1回につき
A3	7126	処遇改善加算V9		訪問型サービスII	有資格者が訪問した場合	80	39	1回につき
A3	7226	処遇改善加算V9	(06年6月1日～R7年3月31日まで)	訪問型サービスII	有資格者が訪問した場合	70	39	1回につき
A3	7027	処遇改善加算V9	介護職員等処遇改善加算V(9)	上限9回	町認定者が訪問した場合	90	30	1回につき
A3	7127	処遇改善加算V9		訪問型サービスIII	町認定者が訪問した場合	80	30	1回につき
A3	7227	処遇改善加算V9		上限5回	町認定者が訪問した場合	70	30	1回につき
A3	7028	処遇改善加算V10		訪問型サービスI	有資格者が訪問した場合	90	38	1回につき
A3	7128	処遇改善加算V10		訪問型サービスII	有資格者が訪問した場合	80	38	1回につき
A3	7228	処遇改善加算V10	(06年6月1日～R7年3月31日まで)	訪問型サービスII	有資格者が訪問した場合	70	38	1回につき
A3	7029	処遇改善加算V10	介護職員等処遇改善加算V(10)	上限9回	町認定者が訪問した場合	90	29	1回につき
A3	7129	処遇改善加算V10		訪問型サービスIII	町認定者が訪問した場合	80	29	1回につき
A3	7229	処遇改善加算V10		上限5回	町認定者が訪問した場合	70	29	1回につき
A3	7030	処遇改善加算V11		訪問型サービスI	有資格者が訪問した場合	90	33	1回につき
A3	7130	処遇改善加算V11		訪問型サービスII	有資格者が訪問した場合	80	33	1回につき
A3	7230	処遇改善加算V11	(06年6月1日～R7年3月31日まで)	訪問型サービスII	有資格者が訪問した場合	70	33	1回につき
A3	7031	処遇改善加算V11	介護職員等処遇改善加算V(11)	上限9回	町認定者が訪問した場合	90	25	1回につき
A3	7131	処遇改善加算V11		訪問型サービスIII	町認定者が訪問した場合	80	25	1回につき
A3	7231	処遇改善加算V11		上限5回	町認定者が訪問した場合	70	25	1回につき
A3	7032	処遇改善加算V12		訪問型サービスI	有資格者が訪問した場合	90	32	1回につき
A3	7132	処遇改善加算V12		訪問型サービスII	有資格者が訪問した場合	80	32	1回につき
A3	7232	処遇改善加算V12	(06年6月1日～R7年3月31日まで)	訪問型サービスII	有資格者が訪問した場合	70	32	1回につき
A3	7033	処遇改善加算V12	介護職員等処遇改善加算V(12)	上限9回	町認定者が訪問した場合	90	25	1回につき
A3	7133	処遇改善加算V12		訪問型サービスIII	町認定者が訪問した場合	80	25	1回につき
A3	7233	処遇改善加算V12		上限5回	町認定者が訪問した場合	70	25	1回につき
A3	7034	処遇改善加算V13		訪問型サービスI	有資格者が訪問した場合	90	27	1回につき
A3	7134	処遇改善加算V13		訪問型サービスII	有資格者が訪問した場合	80	27	1回につき
A3	7234	処遇改善加算V13	(06年6月1日～R7年3月31日まで)	訪問型サービスII	有資格者が訪問した場合	70	27	1回につき
A3	7035	処遇改善加算V13	介護職員等処遇改善加算V(13)	上限9回	町認定者が訪問した場合	90	21	1回につき
A3	7135	処遇改善加算V13		訪問型サービスIII	町認定者が訪問した場合	80	21	1回につき
A3	7235	処遇改善加算V13		上限5回	町認定者が訪問した場合	70	21	1回につき
A3	7036	処遇改善加算V14		訪問型サービスI	有資格者が訪問した場合	90	21	1回につき
A3	7136	処遇改善加算V14		訪問型サービスII	有資格者が訪問した場合	80	21	1回につき
A3	7236	処遇改善加算V14	(06年6月1日～R7年3月31日まで)	訪問型サービスII	有資格者が訪問した場合	70	21	1回につき
A3	7037	処遇改善加算V14	介護職員等処遇改善加算V(14)	上限9回	町認定者が訪問した場合	90	16	1回につき
A3	7137	処遇改善加算V14		訪問型サービスIII	町認定者が訪問した場合	80	16	1回につき
A3	7237	処遇改善加算V14		上限5回	町認定者が訪問した場合	70	16	1回につき

高齢者虐待防止措置未実施減算

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	給付率	単位数 R6.4月～	単位数 R6.6月～	算定単位
A3	1085	高齢者虐待防止措置未実施減算		90	-2	-2 1回につき
A3	1185	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・要支援2	80	-2	-2 1回につき
A3	1285	高齢者虐待防止措置未実施減算	(訪問型サービスI 上限4回 訪問型サービスII 上限9回 訪問型サービスIII 上限5回)	70	-2	-2 1回につき

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	単位数		
			R6. 4月～	R6. 6月～	算定 単位
A6 1111	通所型独自サービス11		1,798	1,798	1,798
A6 1112	通所型独自サービス11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	59	59	59
A6 1121	通所型独自サービス12		3,621	3,621	3,621
A6 1122	通所型独自サービス12日割		119	119	119
A6 1113	通所型独自サービス21		436	436	436
A6 1123	通所型独自サービス22		447	447	447
A6 C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	18	-18	-18
A6 C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1	-1	-1
A6 C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	36	-36	-36
A6 C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1	-1	-1
A6 C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	4	-4	-4
A6 C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	4	-4	-4
A6 D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	18	-18	-18
A6 D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1	-1	-1
A6 D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	36	-36	-36
A6 D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1	-1	-1
A6 D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	4	-4	-4
A6 D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	4	-4	-4
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算		5%		
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%		
A6 8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%		
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に同じから利用する者に通所型サービス(数自)を行う場合	376	-376	-376
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物に同じから利用する者に通所型サービス(数自)を行う場合	752	-752	-752
A6 6207	通所型独自サービス同一建物減算3	事業所が送迎を行わない場合	94	-94	-94
A6 5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	47	-47	-47
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	生活上グループ活動加算	100	100	100
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240	240	240
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算	50	50	50
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算	200	200	200
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算Ⅰ	150	150	150
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ	口腔機能向上加算Ⅱ	160	160	160
A6 6310	通所型独自一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算	480	480	480
A6 6011	通所型サービス提供体制強化加算ⅠⅠ	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88	88	88
A6 6012	通所型サービス提供体制強化加算ⅠⅡ	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	176	176	176
A6 6107	通所型サービス提供体制強化加算ⅡⅠ	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72	72	72
A6 6108	通所型サービス提供体制強化加算ⅡⅡ	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	144	144	144
A6 6103	通所型サービス提供体制強化加算ⅢⅠ	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24	24	24
A6 6104	通所型サービス提供体制強化加算ⅢⅡ	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	48	48	48
A6 9001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算Ⅰ(3月に1回を限度)	100	100	100
A6 9002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	生活機能向上連携加算Ⅱ	200	200	200
A6 6200	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(6月に1回を限度)	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(6月に1回を限度)	20	20	20
A6 6201	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(6月に1回を限度)	5	5	5
A6 6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算	40	40	40
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000		

A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(06年6月1日から)	(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の90/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	介護職員等処遇改善加算	(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000 加算			
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の64/1000 加算			
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の81/1000 加算			
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の76/1000 加算			
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の79/1000 加算			
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の74/1000 加算			
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の65/1000 加算			
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の63/1000 加算			
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7	(06年6月1日から07年3月31日まで)	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の56/1000 加算			
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8	介護職員等処遇改善加算	(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の69/1000 加算			
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の54/1000 加算			
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の45/1000 加算			
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の53/1000 加算			
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の43/1000 加算			
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の44/1000 加算			
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の33/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	単位数	単位数	算定
種類	項目		06. 4月～	06. 6月～	単位
A6	8001 通所型サービス11・定額	事業対象者・要支援1	1,798 単位	1,259 単位	1,259 月につき
A6	8002 通所型サービス11日割・定額	イ 1週当たりの標準的な回数	59 単位	41 単位	41 日につき
A6	8011 通所型サービス12・定額	事業対象者・要支援2	3,621 単位	2,535 単位	2,535 月につき
A6	8012 通所型サービス12日割・定額	事業対象者・要支援2	119 単位	83 単位	83 日につき
A6	8003 通所型サービス21回数・定額	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位	305 単位	305 月につき
A6	8013 通所型サービス22回数・定額	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位	313 単位	313 月につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	単位数	単位数	算定
種類	項目		06. 4月～	06. 6月～	単位
A6	9001 通所型サービス11・人欠	事業対象者・要支援1	1,798 単位	1,259 単位	1,259 月につき
A6	9002 通所型サービス11日割・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数	59 単位	41 単位	41 日につき
A6	9011 通所型サービス12・人欠	事業対象者・要支援2	3,621 単位	2,535 単位	2,535 月につき
A6	9012 通所型サービス12日割・人欠	事業対象者・要支援2	119 単位	83 単位	83 日につき
A6	9003 通所型サービス21回数・人欠	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位	305 単位	305 月につき
A6	9013 通所型サービス22回数・人欠	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位	313 単位	313 月につき

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		給付率	単位数		算定単位
		対象者	提供時間		R6. 4月～	R6. 6月～	
A7 1010	通所型サービス I a	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	3時間以上5時間未満	90	1,475	1,475	1月につき
A7 1110	通所型サービス I a				80	1,475	1,475
A7 1210	通所型サービス I a	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	3時間以上5時間未満	90	49	49	1日につき
A7 1011	通所型サービス I a日割				80	49	49
A7 1111	通所型サービス I a日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	3時間以上5時間未満	90	1,628	1,628	1月につき
A7 1211	通所型サービス I a日割				80	49	49
A7 1012	通所型サービス I b	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	5時間以上	90	54	54	1日につき
A7 1112	通所型サービス I b				80	1,628	1,628
A7 1212	通所型サービス I b	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	5時間以上	90	54	54	1日につき
A7 1013	通所型サービス I b日割				80	54	54
A7 1113	通所型サービス I b日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	5時間以上	90	3,043	3,043	1月につき
A7 1213	通所型サービス I b日割				80	54	54
A7 1020	通所型サービス II a	事業対象者・要支援2 ※事業対象者はケアマネジメントによる(週2回程度)	3時間以上5時間未満	90	100	100	1日につき
A7 1120	通所型サービス II a				80	3,043	3,043
A7 1220	通所型サービス II a	事業対象者・要支援2 ※事業対象者はケアマネジメントによる(週2回程度)	3時間以上5時間未満	90	100	100	1日につき
A7 1021	通所型サービス II a日割				80	100	100
A7 1121	通所型サービス II a日割	事業対象者・要支援2 ※事業対象者はケアマネジメントによる(週2回程度)	3時間以上5時間未満	90	110	110	1日につき
A7 1221	通所型サービス II a日割				80	100	100
A7 1022	通所型サービス II b	事業対象者・要支援2 ※事業対象者はケアマネジメントによる(週2回程度)	5時間以上	90	3,356	3,356	1月につき
A7 1122	通所型サービス II b				80	3,356	3,356
A7 1222	通所型サービス II b	事業対象者・要支援2 ※事業対象者はケアマネジメントによる(週2回程度)	5時間以上	90	110	110	1日につき
A7 1023	通所型サービス II b日割				80	3,356	3,356
A7 1123	通所型サービス II b日割	事業対象者・要支援2 ※事業対象者はケアマネジメントによる(週2回程度)	5時間以上	90	110	110	1日につき
A7 1223	通所型サービス II b日割				80	110	110
A7 1014	通所型サービス I a回数	事業対象者・要支援1・要支援2	3時間以上5時間未満	90	343	343	1回につき
A7 1114	通所型サービス I a回数				80	343	343
A7 1214	通所型サービス I a回数	事業対象者・要支援1・要支援2	5時間以上	90	379	379	1回につき
A7 1015	通所型サービス I b回数				80	379	379
A7 1115	通所型サービス I b回数	事業対象者・要支援2	5時間以上	90	354	354	1回につき
A7 1215	通所型サービス I b回数				80	379	379
A7 1024	通所型サービス II a回数	事業対象者・要支援2 ※事業対象者はケアマネジメントによる	3時間以上5時間未満	90	354	354	1回につき
A7 1124	通所型サービス II a回数				80	354	354
A7 1224	通所型サービス II a回数	事業対象者・要支援2 ※事業対象者はケアマネジメントによる	5時間以上	90	390	390	1回につき
A7 1025	通所型サービス II b回数				80	390	390
A7 1125	通所型サービス II b回数	事業対象者・要支援2 ※事業対象者はケアマネジメントによる	5時間以上	90	390	390	1回につき
A7 1225	通所型サービス II b回数				80	390	390
A7 1034	人員配置加算 I	通所型サービス I		90	100	100	1月につき
A7 1134	人員配置加算 I				80	100	100
A7 1234	人員配置加算 I	通所型サービス II		90	195	195	1月につき
A7 1036	人員配置加算 II				80	195	195
A7 1136	人員配置加算 II	通所型サービス II		90	195	195	1月につき
A7 1236	人員配置加算 II				80	195	195
A7 1038	人員配置加算 III	通所型サービス I (回数)・II (回数)		90	25	25	1回につき
A7 1138	人員配置加算 III				80	25	25
A7 1238	人員配置加算 III	個別サービス計画加算		90	70	70	1月につき
A7 1040	個別サービス計画加算				80	70	70
A7 1140	個別サービス計画加算	個別サービス計画加算		90	70	70	1月につき
A7 1240	個別サービス計画加算				80	70	70

A7	1044	若年性認知症利用者受入加算		90	240	240	1月につき
A7	1144	若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者受入加算	80	240	240	1月につき
A7	1244	若年性認知症利用者受入加算		70	240	240	1月につき
A7	1046	生活機能向上グループ加算		90	100	100	1月につき
A7	1146	生活機能向上グループ加算	生活機能向上グループ加算	80	100	100	1月につき
A7	1246	生活機能向上グループ加算		70	100	100	1月につき
A7	1047	栄養アセスメント加算		90	50	50	1月につき
A7	1147	栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算	80	50	50	1月につき
A7	1247	栄養アセスメント加算		70	50	50	1月につき
A7	1048	栄養改善加算		90	200	200	1月につき
A7	1148	栄養改善加算	栄養改善加算	80	200	200	1月につき
A7	1248	栄養改善加算		70	200	200	1月につき
A7	1049	口腔機能向上加算Ⅰ		90	150	150	1月につき
A7	1149	口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算Ⅰ	80	150	150	1月につき
A7	1249	口腔機能向上加算Ⅰ		70	150	150	1月につき
A7	1050	口腔機能向上加算Ⅱ		90	160	160	1月につき
A7	1150	口腔機能向上加算Ⅱ	口腔機能向上加算Ⅱ	80	160	160	1月につき
A7	1250	口腔機能向上加算Ⅱ		70	160	160	1月につき
A7	2001	一体的サービス提供加算		90	480	480	1月につき
A7	2101	一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算	80	480	480	1月につき
A7	2201	一体的サービス提供加算		70	480	480	1月につき
A7	1055	サービス提供体制強化加算Ⅰ	通所型サービスⅠ	90	88	88	1月につき
A7	1155	サービス提供体制強化加算Ⅰ	通所型サービスⅠ	80	88	88	1月につき
A7	1255	サービス提供体制強化加算Ⅰ	通所型サービスⅠ	70	88	88	1月につき
A7	1057	サービス提供体制強化加算Ⅱ	通所型サービスⅡ	90	176	176	1月につき
A7	1157	サービス提供体制強化加算Ⅱ	通所型サービスⅡ	80	176	176	1月につき
A7	1257	サービス提供体制強化加算Ⅱ	通所型サービスⅡ	70	176	176	1月につき
A7	1059	サービス提供体制強化加算Ⅲ	通所型サービスⅠ(回数)・通所型サービスⅡ(回数)	90	22	22	1回につき
A7	1159	サービス提供体制強化加算Ⅲ	通所型サービスⅠ(回数)・通所型サービスⅡ(回数)	80	22	22	1回につき
A7	1259	サービス提供体制強化加算Ⅲ	通所型サービスⅠ(回数)・通所型サービスⅡ(回数)	70	22	22	1回につき
A7	1060	サービス提供体制強化加算Ⅳ	通所型サービスⅠ	90	72	72	1月につき
A7	1160	サービス提供体制強化加算Ⅳ	通所型サービスⅠ	80	72	72	1月につき
A7	1260	サービス提供体制強化加算Ⅳ	通所型サービスⅠ	70	72	72	1月につき
A7	1062	サービス提供体制強化加算Ⅴ	通所型サービスⅡ	90	144	144	1月につき
A7	1162	サービス提供体制強化加算Ⅴ	通所型サービスⅡ	80	144	144	1月につき
A7	1262	サービス提供体制強化加算Ⅴ	通所型サービスⅡ	70	144	144	1月につき
A7	1064	サービス提供体制強化加算Ⅵ	通所型サービスⅠ(回数)・通所型サービスⅡ(回数)	90	18	18	1回につき
A7	1164	サービス提供体制強化加算Ⅵ	通所型サービスⅠ(回数)・通所型サービスⅡ(回数)	80	18	18	1回につき
A7	1264	サービス提供体制強化加算Ⅵ	通所型サービスⅠ(回数)・通所型サービスⅡ(回数)	70	18	18	1回につき
A7	1072	サービス提供体制強化加算Ⅶ	通所型サービスⅠ	90	24	24	1月につき
A7	1172	サービス提供体制強化加算Ⅶ	通所型サービスⅠ	80	24	24	1月につき
A7	1272	サービス提供体制強化加算Ⅶ	通所型サービスⅠ	70	24	24	1月につき
A7	1074	サービス提供体制強化加算Ⅷ	通所型サービスⅡ	90	48	48	1月につき
A7	1174	サービス提供体制強化加算Ⅷ	通所型サービスⅡ	80	48	48	1月につき
A7	1274	サービス提供体制強化加算Ⅷ	通所型サービスⅡ	70	48	48	1月につき
A7	1076	サービス提供体制強化加算Ⅸ	通所型サービスⅠ(回数)・通所型サービスⅡ(回数)	90	6	6	1回につき
A7	1176	サービス提供体制強化加算Ⅸ	通所型サービスⅠ(回数)・通所型サービスⅡ(回数)	80	6	6	1回につき
A7	1276	サービス提供体制強化加算Ⅸ	通所型サービスⅠ(回数)・通所型サービスⅡ(回数)	70	6	6	1回につき
A7	1091	生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算Ⅰ(3月に1回を限る)	90	100	100	1月につき
A7	1191	生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算Ⅰ(3月に1回を限る)	80	100	100	1月につき
A7	1291	生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算Ⅰ(3月に1回を限る)	70	100	100	1月につき
A7	1090	生活機能向上連携加算Ⅱ	生活機能向上連携加算Ⅱ	90	200	200	1月につき
A7	1190	生活機能向上連携加算Ⅱ	生活機能向上連携加算Ⅱ	80	200	200	1月につき

A7	7019	処遇改善加算V10	(86年6月1日～87年3月31日まで)	90		20	1回につき
A7	7119	処遇改善加算V10	介護職員等処遇改善加算V(10)(通所型サービスⅠ上限4回・通所型サービスⅡ上限9回)	80		20	1回につき
A7	7219	処遇改善加算V10		70		20	1回につき
A7	7020	処遇改善加算V11	(86年6月1日～87年3月31日まで)	90		22	1回につき
A7	7120	処遇改善加算V11	介護職員等処遇改善加算V(11)(通所型サービスⅠ上限4回・通所型サービスⅡ上限9回)	80		22	1回につき
A7	7220	処遇改善加算V11		70		22	1回につき
A7	7021	処遇改善加算V12	(86年6月1日～87年3月31日まで)	90		18	1回につき
A7	7121	処遇改善加算V12	介護職員等処遇改善加算V(12)(通所型サービスⅠ上限4回・通所型サービスⅡ上限9回)	80		18	1回につき
A7	7221	処遇改善加算V12		70		18	1回につき
A7	7022	処遇改善加算V13	(86年6月1日～87年3月31日まで)	90		19	1回につき
A7	7122	処遇改善加算V13	介護職員等処遇改善加算V(13)(通所型サービスⅠ上限4回・通所型サービスⅡ上限9回)	80		19	1回につき
A7	7222	処遇改善加算V13		70		19	1回につき
A7	7023	処遇改善加算V14	(86年6月1日～87年3月31日まで)	90		14	1回につき
A7	7123	処遇改善加算V14	介護職員等処遇改善加算V(14)(通所型サービスⅠ上限4回・通所型サービスⅡ上限9回)	80		14	1回につき
A7	7223	処遇改善加算V14		70		14	1回につき

定員超過の場合

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目	給付率	単位数 R6.4月～	単位数 R6.6月～	算定単位
A7	1310	通所型サービスⅠa定額			1,033	1,033	1月につき
A7	1410	通所型サービスⅠa定額	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		1,033	1,033	1月につき
A7	1710	通所型サービスⅠa定額			1,033	1,033	1月につき
A7	1312	通所型サービスⅠa日割・定額			34	34	1日につき
A7	1412	通所型サービスⅠa日割・定額	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		34	34	1日につき
A7	1712	通所型サービスⅠa日割・定額			34	34	1日につき
A7	1314	通所型サービスⅠb定額			1,140	1,140	1月につき
A7	1414	通所型サービスⅠb定額	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		1,140	1,140	1月につき
A7	1714	通所型サービスⅠb定額			1,140	1,140	1月につき
A7	1316	通所型サービスⅠb日割・定額			38	38	1日につき
A7	1416	通所型サービスⅠb日割・定額	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		38	38	1日につき
A7	1716	通所型サービスⅠb日割・定額			38	38	1日につき
A7	1318	通所型サービスⅡa定額	事業対象者・要支援2		2,130	2,130	1月につき
A7	1418	通所型サービスⅡa定額	※事業対象者はケアマネジメントによる(週2回程度)		2,130	2,130	1月につき
A7	1718	通所型サービスⅡa定額			2,130	2,130	1月につき
A7	1320	通所型サービスⅡa日割・定額	事業対象者・要支援2		70	70	1日につき
A7	1420	通所型サービスⅡa日割・定額	※事業対象者はケアマネジメントによる(週2回程度)		70	70	1日につき
A7	1720	通所型サービスⅡa日割・定額			70	70	1日につき
A7	1322	通所型サービスⅡb定額	事業対象者・要支援2		2,349	2,349	1月につき
A7	1422	通所型サービスⅡb定額	※事業対象者はケアマネジメントによる(週2回程度)		2,349	2,349	1月につき
A7	1722	通所型サービスⅡb定額			2,349	2,349	1月につき
A7	1324	通所型サービスⅡb日割・定額	事業対象者・要支援2		77	77	1日につき
A7	1424	通所型サービスⅡb日割・定額	※事業対象者はケアマネジメントによる(週2回程度)		77	77	1日につき
A7	1724	通所型サービスⅡb日割・定額			77	77	1日につき
A7	1326	通所型サービスⅠa回数・定額			240	240	1回につき
A7	1426	通所型サービスⅠa回数・定額	事業対象者・要支援1・要支援2		240	240	1回につき
A7	1726	通所型サービスⅠa回数・定額			240	240	1回につき
A7	1328	通所型サービスⅠb回数・定額			265	265	1回につき
A7	1428	通所型サービスⅠb回数・定額	事業対象者・要支援1・要支援2		265	265	1回につき
A7	1728	通所型サービスⅠb回数・定額			265	265	1回につき
A7	1330	通所型サービスⅡa回数・定額			248	248	1回につき
A7	1430	通所型サービスⅡa回数・定額	事業対象者・要支援2		248	248	1回につき
A7	1730	通所型サービスⅡa回数・定額	※事業対象者はケアマネジメントによる		248	248	1回につき

定員超過の場合
×70%

A7	1332	通所型サービスⅡb回数・定額		390	90	273	273	1回につき
A7	1432	通所型サービスⅡb回数・定額	事業対象者・要支援2	390	80	273	273	1回につき
A7	1732	通所型サービスⅡb回数・定額	※事業対象者はケアマネジメントによる	390	70	273	273	1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	項目	サービス内容略称	算定項目	給付率	単位数 R6. 4月～	単位数 R6. 6月～	算定単位	
A7	1510	通所型サービスⅠa人欠			90	1,033	1,033	1月につき
A7	1610	通所型サービスⅠa人欠	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		80	1,033	1,033	1月につき
A7	1810	通所型サービスⅠa人欠			70	1,033	1,033	1月につき
A7	1512	通所型サービスⅠa日割・人欠			90	34	34	1日につき
A7	1612	通所型サービスⅠa日割・人欠	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		80	34	34	1日につき
A7	1812	通所型サービスⅠa日割・人欠			70	34	34	1日につき
A7	1514	通所型サービスⅠb人欠			90	1,140	1,140	1月につき
A7	1614	通所型サービスⅠb人欠	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		80	1,140	1,140	1月につき
A7	1814	通所型サービスⅠb人欠			70	1,140	1,140	1月につき
A7	1516	通所型サービスⅠb日割・人欠			90	38	38	1日につき
A7	1616	通所型サービスⅠb日割・人欠	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		80	38	38	1日につき
A7	1816	通所型サービスⅠb日割・人欠			70	38	38	1日につき
A7	1518	通所型サービスⅡa人欠			90	2,130	2,130	1月につき
A7	1618	通所型サービスⅡa人欠	事業対象者・要支援2		80	2,130	2,130	1月につき
A7	1818	通所型サービスⅡa人欠	※事業対象者はケアマネジメントによる(週2回程度)		70	2,130	2,130	1月につき
A7	1520	通所型サービスⅡa日割・人欠			90	70	70	1日につき
A7	1620	通所型サービスⅡa日割・人欠	事業対象者・要支援2		80	70	70	1日につき
A7	1820	通所型サービスⅡa日割・人欠	※事業対象者はケアマネジメントによる(週2回程度)		70	70	70	1日につき
A7	1522	通所型サービスⅡb人欠			90	2,349	2,349	1月につき
A7	1622	通所型サービスⅡb人欠	事業対象者・要支援2		80	2,349	2,349	1月につき
A7	1822	通所型サービスⅡb人欠	※事業対象者はケアマネジメントによる(週2回程度)		70	2,349	2,349	1月につき
A7	1524	通所型サービスⅡb日割・人欠			90	77	77	1日につき
A7	1624	通所型サービスⅡb日割・人欠	事業対象者・要支援2		80	77	77	1日につき
A7	1824	通所型サービスⅡb日割・人欠	※事業対象者はケアマネジメントによる(週2回程度)		70	77	77	1日につき
A7	1526	通所型サービスⅠa回数・人欠			90	240	240	1回につき
A7	1626	通所型サービスⅠa回数・人欠	事業対象者・要支援1・要支援2		80	240	240	1回につき
A7	1826	通所型サービスⅠa回数・人欠			70	240	240	1回につき
A7	1528	通所型サービスⅠb回数・人欠			90	265	265	1回につき
A7	1628	通所型サービスⅠb回数・人欠	事業対象者・要支援1・要支援2		80	265	265	1回につき
A7	1828	通所型サービスⅠb回数・人欠			70	265	265	1回につき
A7	1530	通所型サービスⅡa回数・人欠			90	248	248	1回につき
A7	1630	通所型サービスⅡa回数・人欠	事業対象者・要支援2		80	248	248	1回につき
A7	1830	通所型サービスⅡa回数・人欠	※事業対象者はケアマネジメントによる		70	248	248	1回につき
A7	1532	通所型サービスⅡb回数・人欠			90	273	273	1回につき
A7	1632	通所型サービスⅡb回数・人欠	事業対象者・要支援2		80	273	273	1回につき
A7	1832	通所型サービスⅡb回数・人欠	※事業対象者はケアマネジメントによる		70	273	273	1回につき

看護・介護職員
が欠員の場合×
70%

送迎減算

サービスコード	項目	サービス内容略称	算定項目	給付率	単位数 R6. 4月～	単位数 R6. 6月～	算定単位	
A7	2092	送迎減算			90	-47	-47	片道につき
A7	2192	送迎減算	事業対象者・要支援1・要支援2		80	-47	-47	片道につき
A7	2292	送迎減算	(通所型サービスⅠ上限8回・通所型サービスⅡ上限18回)		70	-47	-47	片道につき

高齢者虐待防止措置未実施減算

サービスコード	項目	サービス内容略称	算定項目	給付率	単位数 R6. 4月～	単位数 R6. 6月～	算定単位
A7	1085	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・要支援2 (通所型サービスⅠ上限4回・通所型サービスⅡ上限9回)	90	-4	-4	1回につき
A7	1185	高齢者虐待防止措置未実施減算		80	-4	-4	1回につき
A7	1285	高齢者虐待防止措置未実施減算		70	-4	-4	1回につき

業務継続計画未策定減算

サービスコード	項目	サービス内容略称	算定項目	給付率	単位数 R6. 4月～	単位数 R6. 6月～	算定単位
A7	1087	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1・要支援2 (通所型サービスⅠ上限4回・通所型サービスⅡ上限9回)	90	-4	-4	1回につき
A7	1187	業務継続計画未策定減算		80	-4	-4	1回につき
A7	1287	業務継続計画未策定減算		70	-4	-4	1回につき

※(感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合：R7年3月31日までの間適用しない)

令和6年4月1日から

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				【委託料】	
種類	項目		サービスの内容	対象者	単位数 E3. 10月～	単位数 R6. 4月～	算定単位	委託先(円)
AF	1001	ケアマネジメントA	(地域包括支援センター(委託を含む)が行う場合) 原則的なケアマネジメント費の基本報酬	事業対象者・要支援1・要支援2	438	442	1月につき	4,606
AF	1013	ケアマネジメントA・虐待防止減算	原則的なケアマネジメント費の基本報酬+高齢者虐待防 止措置未実施減算	事業対象者・要支援1・要支援2		438	1月につき	4,563
AF	1011	初回加算	初回加算	事業対象者・要支援1・要支援2		300	1月につき	3,126
AF	1012	委託連携	委託連携加算(※)	事業対象者・要支援1・要支援2		300	1月につき	3,126
AF	1005	ケアマネジメントC	初回のみのケアマネジメント費の基本報酬	事業対象者・要支援1・要支援2	289	289	1月につき	

※委託連携加算は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度とする。

